

「京都プロジェクト（仮称）」に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて（第 1 類事業※）

※ 建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物の新築の事業（建築物の延べ面積が 50,000 m² 以上であり、かつ、建築物の高さが 31m を超えるものに限る。）

※ 計画段階環境配慮手続（配慮書）終了後、事業アセスメント手続（方法書、準備書、評価書等）を行う。

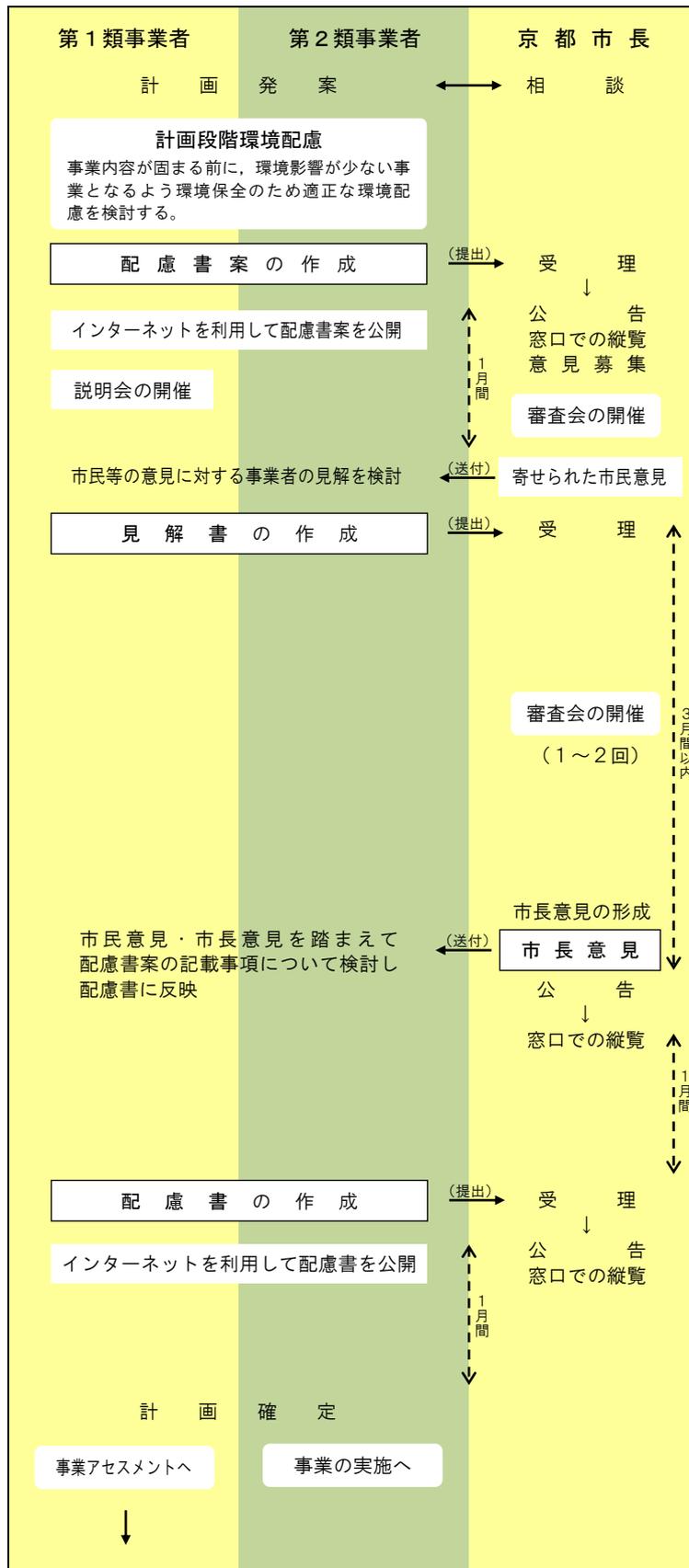
1 配慮書手続の実施状況と今後の流れ（予定）

京都プロジェクト（仮称）	
令和 3 年 11 月 22 日	<p>配慮書案の提出（環境影響評価手続の開始）</p> <p>※京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例（都市計画局所管）に基づく開発構想届の提出</p>
11 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ） ・市民意見募集の開始
12 月 4 日	<p>事業者による配慮書案説明会開催</p> <p>※開発構想届に係る説明会と併せて実施</p>
12 月 24 日（本日）	京都市環境影響評価審査会の開催（諮問及び審議）
12 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・縦覧終了 ・市民意見募集の終了
（意見募集後）	事業者から見解書の提出
令和 4 年 2 月～3 月	京都市環境影響評価審査会を 1～2 回開催（審議及び答申）
（以降）	<ul style="list-style-type: none"> ・答申を基に市長意見を作成し、文書にて事業者へ送付 ・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口）
	事業者から配慮書の提出
	<ul style="list-style-type: none"> ・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ） <p>（計画段階環境配慮手続の終了）</p>

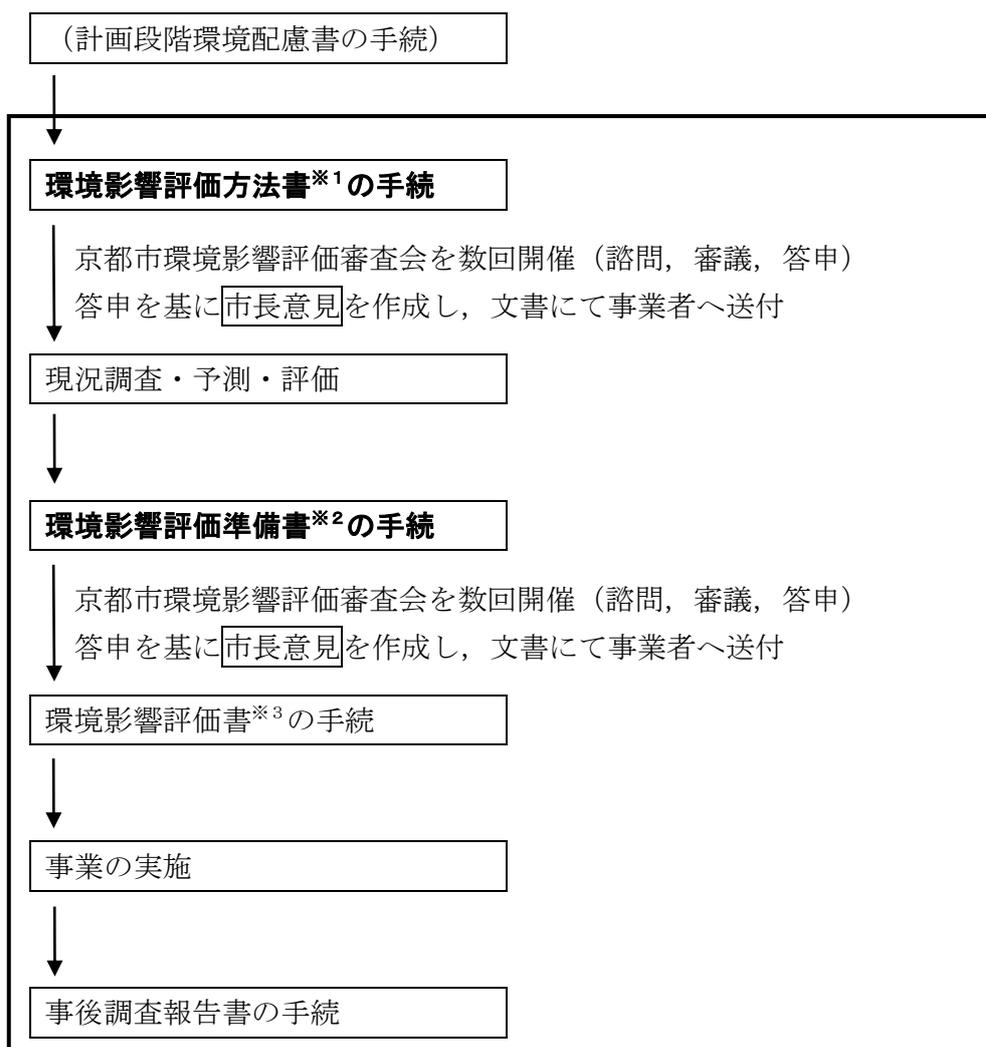


事業アセスメント（方法書）手続へ

(参考) 環境影響評価 (計画段階環境配慮) の手続の流れ



2 事業アセスメント手続の流れ



※1 環境影響評価方法書（方法書）

事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法等を記載した方法書を作成し、市長に提出する。提出された方法書について、京都市環境影響評価審査会で御審議のうえ答申をいただき、それを基に市長意見を形成し、事業者に対して述べる。

※2 環境影響評価準備書（準備書）

事業者は、環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、当該結果に係る事項を記載した準備書を市長に提出する。提出された準備書については、京都市環境影響評価審査会で御審議のうえ答申をいただき、それを基に市長意見を形成し、事業者に対して述べる。

※3 環境影響評価書（評価書）

事業者は、準備書に対する市長意見及び市民意見について勘案して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるときは、当該修正に係る部分について環境影響評価を行い、その結果に係る事項を記載した評価書を市長に提出する。

事業者は、評価書の公告が行われるまでは、対象事業を実施してはならない。